



さりげなく、ともに生きる！
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。



社協だより

2017年12月号 No.246

発行人・濱 克典

編 集・社会福祉法人

下諏訪町社会福祉協議会

いきいき元気健康教室

が開催されました!!

9月27日（水）と10月30日（月）に、下諏訪体育館で、NPO法人CFM実行委員会の小林美穂さん、百瀬みどりさん及び、株松本山雅FCの鐵戸裕史さん、小林陽介さんを講師に開催しました。

脳トレ・ストレッチ・タオル体操・曲に合わせたリズム運動などで、笑い声に溢れる楽しい教室でした。

「かなり動いたのに、すっごく楽しかった!!」「やっぱり山雅！これまでとは全然違う運動教室だったね♪」と好評でした。



講師から・・・

「松本でも教室をやっていますが、下諏訪の皆さんはとてもよく身体が動くし、バランス感覚がとても良いです。時にはしっかり体を動かして、ますますお元気でお過ごしください。そして、山雅を観に来てください！」

社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 定款 紹介コーナー

※ 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会定款（昭和51年10月27日認可）の全部改正が行われましたので今年度の社協だよりの中で紹介をしていきます。全9回の予定です。今回は5回目になります。

第4章 役員（前回の続きになります。）

（理事の職務及び権限）

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、本会事務専決及び代決規程（平成26年規程第5号）において定めるところにより、業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、常時理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

（顧問の定数）

- 第26条 本会に顧問若干人を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 顧問の任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

あたたかなご厚志ありがとうございました。

小澤 靖弘 湧吉 澤廣子 湧四王 澤さくら会 湧名 澤名 湧様 湧様 湧様 湧様 湧様 湧様
 手ぬぐい、タオル お米 多数 娯楽用品 衣服類 介護用品 古切手 多数 日用品

物品寄付

湖浜睦会 様

一般寄付

故林 故笠原 故柏原 故前田 故故故故故故故故故故
 故高木マス子 故笠原みゑ子 故好美 好美 前田美千子
 故光代 故林宮下 故笠原早出 前田
 故和明茂 故英男仁彦 勇一
 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様
 寄付 寄付 寄付 寄付 寄付
 林宮下 笠原早出 前田
 和明茂 英男仁彦 勇一
 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様

10月

9月

遺志金

社協会費にご協力いただき、誠にありがとうございました!!

☆特別会費にご協力いただきました事業所の皆様（敬称略・五十音順） 平成29年9月6日～10月3日現在

(株)オキセ	共立繼器(株)	コンパッソ税理士法人	合同会社ジェーシーエム
(医)諏訪皮膚科クリニック	(株)セリオテック	(株)花岡家具センター	

平成29年10月4日以降につきましては、1月号に掲載いたします。

下諏訪町社会福祉協議会 下諏訪町ボランティア連絡協議会 共催

「歳末地域ささえあい事業」にご協力をよろしくお願いします!!

〈歳末ささえあい街頭募金運動〉

実施日時：平成29年12月1日（金） 午前11時～午後3時まで

実施場所：イオン諏訪店 西友下諏訪店 ビック1岡谷店

〈歳末ささえあいバザー〉

実施日時：平成29年12月20日（水）～21日（木） 午前9時～午後4時まで

実施場所：下諏訪町老人福祉センター

※販売状況により、期間より早く終了する場合があります。

※募金とバザー売上金は、2017年に災害に遭われた地域への義援金として被災地に送ります。



湯めぐりばす ~地元の温泉に行きませんか?!~

下諏訪町にはたくさんの公衆浴場があります。

せっかく身近にあるのだから、健康維持・向上に活用しない手はありませんよね?

ぜひ、湯めぐりばすを利用して、地元のいい湯を巡ってみませんか♪

【利用できる方】下諏訪町内に居住している60歳以上の方及び障がいのある方

下諏訪町内に居住している3歳未満の乳幼児及びその保護者

【運行日】毎週木曜日（祝祭日、年末年始を除く）

【運賃】無料



問い合わせ：下諏訪町社会福祉協議会 社協生活応援センター

電話：27-8886

社協健康教室



講師：講座① 寺島 清さん 講座② 社協職員

開催時間：午後1時30分～午後2時30分 ※事前申し込み不要

日	曜日	講座①寺島	講座②社協	日	曜日	講座①寺島	講座②社協
1	金	赤砂公会所		16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月		
4	月		第九区公会所	19	火	富部公民館	
5	火		富部公民館	20	水		明新館
6	水		菅野町会館	21	木		萩倉公会所
7	木	萩倉公会所		22	金		清水町公会所
8	金	高木公民館		23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月		高木公民館
11	月	平和館		26	火	社東町公民館	
12	火		社東町公民館	27	水	第九区公会所	
13	水	明新館		28	木		四王公会所
14	木	四王公会所		29	金		
15	金	菅野町会館		30	土		
				31	日		

※祝日や都合のため、講座の予定が変更になることがあります。

問い合わせ：社協・生活応援センター TEL 27-8886